

広報

ITAKURA TOWN PUBLIC RELATIONS

# いたくら



## 今月の表紙

駅前通りに色づくモミジバフウの並木

 マチイロ



広報紙をスマホに配信します

# 外来種被害予防3原則

— 侵略的外来種による被害を予防するために —

## 入れない 捨てない 広げない

悪影響を及ぼす恐れのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」

飼っているものや栽培している外来種を適切に管理して「捨てない」(逃がさない、放さないなどを含む)

すでに野外にいる外来種をほかの地域に「広げない」

**外来生物とは**  
もともと地域にいなかったのに、意図的または非意図的な人間活動によって、他地域から導入された生物のことを指します。日本の野外に生息する外来種の数は、2,000種を超えるといわれています。外来種の中には、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいます。一方で、地域の自然環境などに大きな影響を与えるものもいて、これらを侵略的外来種といえます。

### 外来種被害予防3原則

外来種は人間生活と密接にかかわりを持っていることが多く、その問題は日常生活に密着した問題であるため、町民一人ひとりの理解と適切な対応が求められています。外来種にかかわる際には「入れない、捨てない、広げない」の3原則を心にとめ、行動することが重要です。生き物を飼育する場合は、その生き物の寿命、成長したときの大きさ、生態などを十分調べた上で、責任を持って終生飼育してください。

### 外来生物法で禁止されている事項

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

#### ●飼育、栽培、保管、運搬が原則禁止です



#### ●許可を得て飼養等する人が、許可を得ていない人に譲渡、引渡し、販売することは禁止です



#### ●輸入することが原則禁止です



#### ●許可を得て飼養等する場合でも、定められた特定飼養等施設のみでしか飼養等できません

※研究目的などで、逃げ出さないよう適正に管理する施設を持っているなど、特別な場合に許可されます。飼育、栽培、保管、運搬のことを、外来生物法では、飼養等といいます。外来生物法に違反した場合、個人では3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられます。

#### ●野外へ放つ、植える、まくことが原則禁止です



例外として、適用除外される特定外来生物（通称条件付特定外来生物）であるアカミミガメ、アメリカザリガニについては、一般家庭で手続きなく飼育することが可能です。ただし、池や川などの野外に放したり、逃がしたりすることは、法律で禁止されています。飼い続けることができなくなった場合は、知人や新しい飼い主を探している団体などに譲渡してください。

イラスト：環境省ホームページ

### 【アライグマ】 特定外来生物



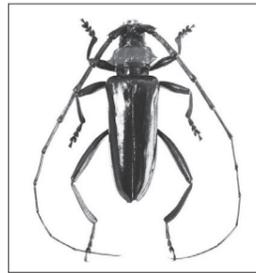
北米大陸原産で、ペット用に輸入された飼育個体が逃げだしたり捨てられたりしたものが国内で繁殖しました。体長40〜65cmの夜行性で、昼間は、納屋や家屋、寺社の屋根裏などの中で休息しています。また、雑食性で小型哺乳類、鳥類、魚類、昆虫類、農作物など幅広く食べます。

#### 町の対策

箱わなにて駆除をしています。箱わなを設置したい場合は、農業振興係にお問い合わせください。

○農業振興係  
82-6137

### 【クビアカツヤカミキリ】 特定外来生物



輸入品の梱包材やパレットなどに付着して幼虫が運ばれてきていると推測されます。桜、梅、桃などのバラ科の樹木を好み、幼虫が木に寄生し、中を食い荒らすことで被害が進行すると、木は弱り、枯死してしまいます。木の中で2〜3年かけて成長し、成虫になると木から出てきます。繁殖力が強く、成虫の寿命は2週間以上です。

#### 町の対策

公共施設、集会所などを中心に薬剤の樹幹注入を行い被害防止に努めています。

### 【ブルーギル・オオクチバス(ブラックバス)】 特定外来生物



北米原産の魚で、強い魚食性で、冷水域や流れの速い水域などさまざまな環境で生息が可能。そのため、河川に生息する在来魚などの生態系に大きな影響を与える恐れがあります。一方で、釣り人の間では、引きが強いため人気の魚でもありますが、他の特定外来生物同様、飼育、運搬、放流などは禁止されています。

#### 町の対策

漁業組合により、定期的な網入れなどで捕獲駆除をしています。

### 【オオキンケイギク】 特定外来生物



北米原産でキク科の植物です。道端、河川敷、線路際などに生育が見られます。強じんな性質のため全国的に野生化し、河川敷や道路にしばしば大群落をつくっており、在来生態系への影響が危惧されています。

#### 町の対策

引き抜いても、根が残るとまた生えてきます。駆除する場合、種子や根を落とさないように袋に入れて密封し、枯らしてください。

### 【オニアザミ】 生態系被害防止外来種



生態系被害防止外来種に指定され、繁殖力の強い外来植物です。葉や茎に固く鋭いトゲを持ち、手に刺さると痛みを伴います。茎の高さは1mほどあり、葉は深く裂け、花期は6〜9月で、下向きに数個の花をつけます。花は筒状花のみで構成されており、花の色は紫色です。

#### 町の対策

道路、河川敷など、定期的な除草を行い駆除しています。\*特定外来種ではないですが、幅広く生態系に被害を及ぼす恐れのある外来種

### 【ナガミヒナゲシ】 外来植物



ケシ科・ケシ属の植物です。地中海沿岸地域の外来種で、1961年に初めて東京都世田谷区で確認されました。ひとつの実(花が咲く部分)から1,600粒の種が取れ、1つの個体から15万粒の種ができることもあり、強い繁殖力が特徴です。また、他の植物の生育を阻害する成分を出すことから、生態系に影響を与えます。

#### 町の対策

道路、河川敷など、定期的な除草を行い駆除しています。

日次	期日	会議名	開議時刻	事項
第1日	12月5日(火)	本会議	午前9時	定例会(初日)
		委員会	本会議終了後	予算決算常任委員会(補正予算審査)
		委員会	午後1時30分	総務文教福祉常任委員会(所管事務調査) 産業建設生活常任委員会(付託案件審査及び所管事務調査)
第2日	12月6日(水)	本会議	午前9時	一般質問(5人)補正予算採決
第3日	12月7日(木)	休会		自宅審議
第4日	12月8日(金)	本会議	午前9時	定例会(最終日)



12月議会定例会を開催  
一般質問に5人の議員が登場

12月議会定例会が12月5日(火)から8日(金)までの4日間の日程で開催されます。今回の定例会には、条例の制定議案1件、条例の一部改正議案6件、指定管理者の指定議案4件、令和5年度補正予算議案5件、議員発議(条例の制定議案)1件、請願1件の合計18議案が審議される予定です。議会初日には各議案の審議決定を行った後、令和5年度補正予算議案を予算決算常任委員会へ付託し、細部にわたって慎重に審査を行います。常任委員会では、町が今後取り組む事務事業などについて、所管事務調査を行います。また、産業建設生活常任委員会は、付託された請願について、現地調査および審査の後、委員会採決を行います。

2日目は、事前に質問通告をした議員5人が登壇し、

- ① 一人暮らし高齢者への支援について
- ② 人権教育研修に参加して
- ③ コロナ感染について
- 青木秀夫議員(10時15分)
- ① 公共下水道事業について
- 尾澤将樹議員(11時30分)
- ① 災害が発生した時の障がい者への対応について
- ② 洪水が来た時の水位や避難所等が分かる看板を電柱に設置する事について
- ③ 町内の各家庭における防犯対策について
- 藪之本佳奈子議員(13時30分)
- ① 公共路線バスについて



4日目の最終日には、産業建設生活常任委員会に付託された請願の採択の可否について、本会議で採決を行います。また、各常任委員長および議会運営委員長から議長に申出のあった閉会中の調査、審査事項について決定の後、閉会となります。

◆一般質問通告者、質問事項  
期日 12月6日(水)

森田義昭議員(9時)

◆議会傍聴  
本会議および委員会の傍聴を希望される方は、入り口で受付票に住所、氏名、年齢をご記入ください。

◆議会動画配信  
視聴の方法は、板倉町議会ホームページからご覧いただくか、YouTube(「板倉町議会」と検索)でもご覧いただけます。

問合せ 庶務課 82-6154

【入札結果】 予定価格が250万円(税込み)を超えるものを掲載。全ての入札結果および詳細は、町ホームページに掲載しています。 問合せ 財政係 82-6126

執行日	件名	場所	予定価格(税抜) 設計金額(税抜)	最低制限価格 (税抜)	落札金額 (税抜)	落札率	落札者
10月24日(火)	令和5年度 道路メンテナンス補助事業 峯1号橋外1橋 橋梁補修設計業務委託	海老瀬地先	629万円	なし	310万円	49.3%	技研コンサル(株)
10月24日(火)	令和5年度 町道1-3号線 道路長寿命化舗装修繕工事	初谷地内	377万円	263万円	370万円	98.1%	南坂田建設
10月24日(火)	令和5年度 町道1-12号線 道路長寿命化舗装修繕工事	板倉地内	844万円	590万円	832万円	98.6%	尾崎建設(株)

### 令和5年第1回臨時会における正副議長選挙の再議に対する審査請求について

青木秀夫議員より令和5年板倉町議会第1回臨時会において町長が再議書により正副議長の再選挙を行わせたい措置の取消しを求める審査請求が、群馬県に提出されました。これに対する群馬県の審決は、以下のとおりです。

#### 審決書

群馬県邑楽郡板倉町朝日野1-14-7  
 審決申請人 青木 秀夫  
 処分庁 板倉町長

上記審決申請人(以下「申請人」という。)から令和5年6月12日付けで提起のあった上記処分庁による地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第176条第4項に基づく再選挙を行わせる措置(以下「本件処分」という。)に係る審決の申請(以下「本件申請」という。)について、次のとおり審決する。

#### 主文

本件申請を却下する。

#### 事実及び理由

- 第1 事案の概要  
本件申請は、処分庁が令和5年5月22日に板倉町議会に対して行った本件処分の取消しを求めた事案である。
- 第2 当事者の主張の要旨  
1 申請人の主張  
申請人の主張の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものであって、その理由は、要約すると次のとおりである。  
(1) 理由1  
本件処分は、質疑、討論もなく、採決されたかも不明であり、提案理由、手続、進行に瑕疵がある。また、町長は再議権を濫用している。  
(2) 理由2  
板倉町議会会議規則第59条ただし書により選挙の宣告後も一定の制限下での発言は認められるため、本件処分の理由とされている選挙の宣告後の発言は同条に違反していない。
- 第3 当庁の判断  
本件申請の適法性について  
法第255条の4の規定により、審決の申請をすることができるのは、法の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者に限定されており、審決の対象となる処分については、当該処分によって直接的に具体的な権利を侵害される場合でなければならないと解されている。すなわち、その権利義務につき直接変動を生じさせない処分については、当庁においてその適法性を判断すべきものではないと解するのが相当である。  
また、審決の申請をすることができるのは、当該違法に権利を侵害されたとする者にとって「訴えの利益」があるような場合であることを必要とする解されている。すなわち、申請人に訴えの利益がない場合は、当庁においてその適法性を判断すべきものではないと解するのが相当である。  
なお、この「訴えの利益」を有する者の範囲については、行政事件訴訟法第9条に規定する法律上の利益を有する者の具体的範囲と同一と解されており、同条第2項では、「処分の相手方以外の者について法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする」旨が規定されている。  
これらを本件申請についてみてみると、本件処分は、長が議会に対し再選挙を行わせるものであり、申請人の権利義務に直接変動を生じさせるものであるということとはできない。したがって、申請人は、本件処分によって直接的に具体的な権利を侵害されたということとはできないと解するのが相当である。  
また、本件処分について、地方自治法では、議会の選挙がその権限を越え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは長は再選挙を行わせなければならない旨を定めており、再選挙を行わせる措置を執るか否かの判断に当たり、当該議会の個々の議員の利益を考慮することを予定していないことは明らかである。したがって、本件処分を取り消すことについて、申請人に訴えの利益があるということとはできないと解するのが相当である。  
以上のことから、本件処分は当庁の審査の対象となりえず、本件申請は法律上の争訟性を欠くものとして不適法なものであり、補正できないことが明らかである。
- 第4 結論  
以上のとおり、本件申請は不適法であることから、法第255条の5第1項ただし書きの規定により、主文のとおり審決する。

令和5年10月5日

群馬県知事 山本一太



令和6年4月採用  
会計年度任用職員を募集します

希望者は、申込書を提出してください。後日面接試験などを実施します。

**募集職種**

一般事務補助、保育士、調理員、公民館業務補助、作業員など

**勤務時間**

(原則)月～金曜日 午前8時30分～午後5時  
月給 145,300円

※期末手当、各種福利厚生制度あり(金額は職種により異なる)

なりません。また、給与改定により給与額が変更になる場合があります。

**受付期間**

12月1日(金)～26日(火)

**提出書類**

会計年度任用職員採用申込書など(申込書は、総務課および各公民館にあります。また、町ホームページからダウンロードできます)

申込み・問合せ 秘書人事係  
82-6121



保護司  
4人のかたが表彰されました

11月17日に行われた群馬県更生保護大会において、保護司の小暮昇一さん(大字内蔵新田)が法務大臣表彰を、野中淳一さん(大字西岡)が関東地方更生保護委員会委員長表彰を、栃木定夫さん(大字離)と川田則行さん(大字下五箇)が前橋保護観察所長表

彰をそれぞれ受賞しました。4人のかたがたは、保護司として犯罪を犯した人の立ち直りの支援や、非行防止活動に尽力された功績が認められての受賞となりました。  
問合せ 社会福祉係  
82-6133

年末年始の役場業務のお知らせ



12月29日(金)～1月3日(水)の間、役場の業務が休みになります。戸籍、税金、ごみの収集などについては、次の内容をご確認ください。

**【休みとなる業務・施設など】**

役場業務(戸籍届出などを除く)、保健センター、各公民館、いたくらリサイクルセンター、たてばやしクリンセンター、ごみ収集、し尿処理

**【戸籍・住民票など】**

出生、死亡、婚姻など戸籍の届出は、年末年始の休業中も受け付けてきます。また、業務時間外や休日(年末年始を含む)で住民票、印鑑証明書の

**【税金の納付】**

取得および町営駐車場の更新手続きは、平日に電話予約をしてください。年末は12月28日(木)までにご予約ください。

**【水道工事】**

水道については、群馬東部水道企業団館林支所にお問い合わせください。

80-13201

**【ごみ収集】**

1・2区、9区～15区  
可燃ごみ  
年末は12月28日(木)まで  
年始は1月4日(木)から  
資源ごみ  
年末は12月27日(水)まで

取得および町営駐車場の更新手続きは、平日に電話予約をしてください。年末は12月28日(木)までにご予約ください。

水道については、群馬東部水道企業団館林支所にお問い合わせください。

80-13201

年始は1月10日(水)から  
びん かん 危険物  
年末は12月20日(水)まで  
年始は1月17日(水)から  
3～8区  
可燃ごみ  
年末は12月29日(金)まで  
年始は1月5日(金)から  
資源ごみ  
年末は12月20日(水)まで  
年始は1月4日(木)から  
びん かん 危険物  
年末は12月27日(水)まで  
年始は1月10日(水)から  
廃食用油・蛍光灯  
各公民館  
第1・第3水曜日  
年末は12月20日(水)まで  
年始は1月17日(水)から

**いたくらリサイクルセンター**

たてばやしクリンセンター  
ごみの受入日  
▼12月29日(金)  
午前8時30分～午後3時  
▼12月30日(土)  
午前8時30分～11時30分

**【各施設の休館】**

◎各公民館  
12月28日(木)～1月3日(水)  
◎海洋センター  
12月28日(木)～1月3日(水)  
◎わたらせ自然館  
12月28日(木)～1月3日(水)  
◎文化財資料館  
12月28日(木)～1月3日(水)  
◎児童館  
12月28日(木)～1月3日(水)  
◎総合老人福祉センター  
12月28日(木)～1月4日(木)

▼年始は1月4日(木)から通常どおり受け入れれます。

**【し尿処理】**

館林衛生施設組合では12月29日(金)～1月3日(水)の間、受け入れを行います。業者によるし尿のくみ取りができなくなりますのでご注意ください。

※年末年始は大変混み合います。計画的なごみ出しにご協力願います。

農地の適正管理をお願いします

耕作が行われず、農地として有効に活用されていない遊休農地が増加しています。遊休農地は、病害虫や雑草の発生源となり、周辺の農地や住宅へ迷惑をかけるほか、ごみの不法投棄を招くなど、生活環境悪化の原因となるおそれがあります。農地をいったん遊休化させると、再び耕作可能な状態に戻すには、多大な労力、時間、費用が必要となります。

近年では成長のスピードが早く、木になってしまいう植物なども見受けられることから、定期的に草刈りを行うなど、適正な管理を行うとともに、農作物を栽培して有効に活用しましょう。

問合せ 農業振興係  
82-6137

エリア拡大  
**板倉町みんなのイルミネーション2023-2024**

期間 12月22日(金)～令和6年2月14日(水)  
午後4時30分～8時30分  
場所 役場庁舎敷地内

**点灯式&特設ステージライブ**  
日時 12月22日(金) 午後5時(雨天中止)  
場所 役場庁舎北側広場

**イベントスケジュール**  
17:00 よさこい  
板倉はやし連  
17:30 イルミネーション点灯式  
クロスランプ XLAMP(和ロックボーカルグループ)  
キッズダンス  
終了後 いたくらんとの記念撮影会

イルミネーション点灯期間中はキッチンカーが出店予定です。出店日などの詳細については、町ホームページでお知らせします。  
点灯式当日は、キッチンカーが7台出店する予定です。  
こちらもお楽しみください。

板倉町では、町民をはじめ多くの人を楽しめ、新たな町の魅力として広く発信することで、地域の活性化にもつながるイルミネーション事業を実施します。今年度においては、役場庁舎北側広場の飾り付けを増やしました。フォトスポットも設置しておりますので、ぜひお楽しみください。  
※昨年度のイルミネーション点灯期間中(令和4年12月1日から令和5年1月31日まで)のイルミネーション電気代は、約7,500円でした。  
※今回協力団体として、板倉町商工会によるイルミネーション設置コーナーが設けられます。

## 新型コロナウイルスに感染したかも

〇感染したときの対処方法  
「感染したかも？」という場合は、国が承認した抗原検査キットでの検査をお勧めします。国は、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間を経過するまでの間は外出を控えることを推奨しています。外出せざるを得ない場合は、マスク着用などの感染対策をお願いします。

〇受診を希望する場合  
重症化リスクが高い、症状が重いなど、受診を希望する場合は、事前にかかりつけ医師へ電話で相談しましょう。医療費は健康保険が適用され、1割～3割負担です。

〇ワクチン接種  
令和6年3月まで、指定医療機関におけるワクチン接種の機会を設けています。接種を希望される場合は、電話またはラインで予約が可能です。(12歳以上のかたの集団接種は終了しました)

引き続き感染予防をお願いします。

問合せ 保健センター ☎82-3757

## 健康

### 元気に動こうぞうプロジェクト 運動教室 からだ革命

#### 健康エンジョイポイント

定期的な運動は、生活習慣病予防に大切です。寒い時期でも気軽にできる運動を学びましょう。

**日時** 12月22日(金) 午後2時～3時30分  
**場所** 中央公民館大ホール  
**内容** 生活習慣病予防のための運動(講義と実技)  
**講師** 梶田万里子 健康運動

### 一日1時間 スマイルウォーキング

#### 健康エンジョイポイント

季節を肌で感じながらまちなかをウォーキングしませんか。ウォーキングを習慣化して、寒さに負けない体と心を手に入れましょう。

指導士  
定員 30人  
申込み・問合せ 保健センター  
☎82-3757

※この事業は、館林保健福祉事務所と共同で開催します。

### あたまたいそつ教室

#### 健康エンジョイポイント

「最近物忘れが増えた」というかたは、ぜひご参加ください。物忘れの予防、改善には、脳の活性化と運動が効果的といわれています。楽しく物忘れ予防を始めましょう。

**日時** 1月19日(金)～3月22日(金) 毎週金曜日(全9回)  
午後1時30分～3時  
※2月23日(祝)は開催なし  
**場所** 中央公民館3階第1会議室  
**定員** 20人(先着順)

## 暮らし

### やさしく学べる 成年後見制度はじめて研修会

認知症になっても、障害があっても、自分らしく暮らし、学んでみませんか。

**日時** 12月14日(木) 午前10時～11時30分  
**場所** 中央公民館第2・第3会議室  
**内容** 講義「事例から学ぶ成年後見制度利用の考えととき」  
**講師** 小川みゆき 社会福祉士 一般社団法人群馬県社会福祉士会 権利擁護センター  
ばあとなあ群馬  
**定員** 40人  
**受付開始** 12月7日(木) 午前8時30分  
**申込み・問合せ** 介護高齢係  
☎82-6135

### 録音機能付き電話で 特殊詐欺を撃退

自動応答や通話自動録音機能を備えた電話機や、電話線と電話機の間で接続して録音機能を有する機器の購入に対して補助金を交付します。

**対象** 世帯全員が町税などの滞納がなく、町内に住民登録があり実際に居住している65歳以上のかた  
※1世帯につき1台限り  
**補助金額** 購入費用の2分の1以内、ただし上限金額6,000円で千円未満切り捨て  
**申請方法** 購入した日から1年以内に左記のものをそろえて提出してください。

〇申請書  
〇領収書  
〇機能が確認できるパンフレットまたは取扱説明書  
※申請書は、安全安心係または町ホームページからダウンロードできます。  
**問合せ** 安全安心係  
☎82-6123

## 第75回人権週間

法務省および全国人権擁護委員連合会では、12月4日～10日までの一週間を「第75回人権週間」と定め、全国的に各種行事を企画しています。前橋地方法務局および群馬県人権擁護委員連合会では、県内の各市町村において、特設人権相談所を開設します。いじめや児童虐待、インターネットによる人権侵害、女性の人権問題、性的マイノリティに関連した偏見・差別

のほか、家庭内や近所のもめごとなど、人権問題や困りごとで悩んでいるかたはお気軽の特設人権相談所へお越しください。料金は無料で、秘密は固く守ります。

**板倉町特設相談所**  
**開設日時** 12月12日(火) 午前10時～午後3時  
**場所** 中央公民館  
※特設人権相談所へお越しになれないかたは、通常どおり前橋地方法務局および各支局で電話相談を受け付けておりますので、ご利用ください。

**通常相談窓口**  
みんなの人権110番  
☎0570-0003-110  
**受付時間** 平日 午前8時30分～午後5時15分  
インターネット相談  
<https://www.jinken.go.jp/>  
**問合せ** 前橋地方法務局人権擁護課  
☎027-221-4466

### 新春恒例 消防隊出初式

**日時** 令和6年1月6日(土) 午前10時

**場所** 館林城ゆめひろば(館林市城町)  
**内容** 館林とび職組合はしご乗り演技披露、消防隊一斉放水披露、分列行進(徒歩部隊、車両部隊)披露  
**令和5年度全国統一防火標語** 「火を消して 不安を消して つなぐ未来」  
**問合せ** 館林地区消防組合消防本部警防課  
☎72-8361

【広告】

## 有料広告掲載欄

【広告】

## 有料広告掲載欄

ごみの減量が処理費用を抑えることにつながり、町民の皆さんのためになります。

## 年末の大掃除

出たごみは、捨てる前に考えましょう！

着なくなった服や使用しなくなった家具など、年末の特売の機会に買い替えたり、年末は大掃除を兼ね多くのごみが出されます。

不要となったものの多くがごみではなく資源となる可能性があります。

ごみとして出す前に、以下のことを確認してみてください。

●買取ショップやフリマアプリで出品できませんか？



●直して使える可能性はありませんか？

●リサイクルショップやバザーなどで引き取ってくれる可能性はありませんか？



●やみくもに断捨離せず、もう一度考えてみましょう

年末年始のごみ処理施設は大変混み合います。計画的に大掃除を進め、資源を意識しながらごみを出しましょう。ごみの減量に、ぜひご協力ください。

問合せ 環境下水道係 ☎82-6132

# くらし

## 町営住宅入居者募集

**入居者募集住宅**  
海老瀬団地（大字海老瀬7109-1）  
3LDK(62・2㎡) 2戸  
**主な入居資格**  
○町内に在住または在勤で同居親族があるかた（単身入居の特例制度あり）  
○住宅に困窮しているかた  
※そのほかに収入基準などの制限があります。  
**入居時期** 入居決定後随時  
**選考方法** 申込み順に決定  
**問合せ** 計画管理係  
☎82-6151

## 固定資産税 家屋を取り壊したときは手続きを

住宅や物置などの家屋の全部または一部を取り壊したときは手続きが必要です。令和5年中に家屋を取り壊したかたは、令和6年1月31日(木)までに、家屋滅失届（役場備え付けまたは町ホームページからダウンロード）を提出してください。固定資産課税台帳から削除します。  
また、取り壊した家屋が登

## 72-19500

### 県税の口座振替制度をご利用ください

「自動車税」「個人の事業税」の納税には、口座振替が利用できます。

#### 口座振替制度とは

ご指定の金融機関の預金口座から納期限に自動的に納税することができ、納税の【安全】、現金を扱わないので、盗難などの心配がなく安全です。【便利】、納税のためにわざわざお出かけになる必要がなくなり、便利です。

【確実に】納税を忘れる心配がなく、期限までに確実に納税できます。

#### 利用手続き

行政県税事務所、自動車税事務所、市町村窓口、各金融機関窓口にある申込はがきに必要事項を記入し、郵便ポストに投函してください。  
※ゆうちょ銀行は、取扱いできません。

#### 申込期限

次の期限までに申し込むと、令和6年度から口座振替となります。

○自動車税 令和6年2月末日必着（軽自動車税の申込み

## はできません

○個人の事業税 令和6年6月末日必着

問合せ 館林行政県税事務所

☎72-4461

○自動車税事務所

☎027-263-4343

### 北朝鮮 人権侵害問題啓発週間

12月10日(月)～16日(日)までは、北朝鮮人権侵害問題啓発週間です。

国民的な課題である拉致問題をはじめ、北朝鮮当局による人権侵害問題に対して、関心と認識を深めましょう。

また、北朝鮮による拉致容疑事案および拉致の可能性を排除できない事案に関する情報提供などへのご協力をお願いいたします。

問合せ 館林警察署

☎75-0110

県警ホームページ  
<https://www.police.pref.gunma.jp/>

### 警察による 犯罪被害者などへの支援

警察では、犯罪の被害者やそのご家族の精神的・経済的負担などの軽減を図るため、

さまざまな支援を行っています。

◇各種制度の案内や捜査状況の連絡などの情報提供

◇相談の受理（女性職員対応可）

◇臨床心理士によるカウンセリング

◇付添いなどの支援や関係機関の紹介

◇被害者用事情聴取室などの整備

◇殺人や性犯罪などの被害に伴う被害者の初診料、検査料、診断書料、遺体搬送費用および遺体修復費、自宅で凶悪犯罪の被害にあった際の転居費用などの補助

### 県立多々良沼公園 12月のイベント

#### ▼野菜即売会

**日時** 12月10日(日) 午前9時30分～午後0時30分  
**場所** 松沼南駐車場入口広場

用などの補助

◇同一加害者から生命・身体などの被害を受けたいための安全確保措置

**問合せ** 群馬県警察本部広報広聴課犯罪被害者支援室

☎027-1243-0110

内線2151

○群馬県館林警察署警務課

☎75-0110 内線210

## 72-19500

（館林市松沼町）  
※季節の野菜、まんじゅう、赤飯などの販売を予定しています。

**▼親子テニス教室**（3歳～小学生対象）

**日時** 12月23日(土) 午前10時～11時

**場所** ボランティアセンター

前多目的広場（館林市松沼町）

**費用** 親子2人 1,000円（1人追加ごとに500円）  
※運動しやすい服装、シューズでお越しください。ラケットのないかたには貸し出しします。（天候により中止）

**問合せ** 県立多々良沼公園管

## 56-19978

理事務所



### 寄附受納

○指定寄附  
群馬県ゴルフ連盟館林支部様  
金50,000円

ゴルフ振興（スポーツ振興）として

**問合せ** 財政係  
☎82-6126

# くらしの情報

## いたくお知らせメール



スマートフォン・パソコン用 二次元コード  
携帯電話用 二次元コード  
携帯電話やパソコンのメール機能を利用した防犯・防災・緊急・町の情報配信を行っています。登録は、町ホームページまたは、二次元コードから可能です。

## ●●●●●まちの動き●●●●●

**人口** 13,816人(+15)  
うち外国人 634人(+20)  
**男** 6,944人(+4)  
**女** 6,872人(+11)  
**世帯数** 5,996戸(+20)  
( )内は前月比 令和5年11月1日現在

## ●●●●●今月の税金●●●●●

町県民税（4期）  
国民健康保険税（6期）  
介護保険料（6期）  
後期高齢者医療保険料（6期）  
○納税は口座振替が便利です  
○税金は、納期限までに納めましょう  
**問合せ** 収税係  
☎82-6129

## ●●●●●事故と犯罪の発生状況●●●●●

10月1日～10月31日

	累計	前年比
人身事故	2件 (22件)	-6
物件事故	16件 (145件)	-30
侵入窃盗	0件 (16件)	-9
乗物盗難	2件 (8件)	-1
詐欺	0件 (2件)	+2
住居侵入	1件 (4件)	-2
その他の事件	6件 (51件)	+7

※( )内は令和5年1月からの累計

○町ホームページ  
<https://www.town.itakura.gunma.jp/>



### 野木町（栃木県）

**TOWNINGO I**  
イルミネーション2023  
期間 令和6年1月31日(木)まで  
時間 日没後（午後5時前後）～午後0時  
**場所** JR野木駅前東西ロータリー  
※車で来場の際は、有料駐車場をご利用ください。  
**問合せ** 野木町観光協会（産業振興課内）  
☎0280-57-4153



### 栃木市（栃木県）

光と音のページェント2023  
東武新大平下駅東口からプラッツにおひらにかけて、華やかなイルミネーションで夜空を彩る、冬の風物詩。光と音の共演、心温まるイルミネーションをお楽しみください。  
期間 11月28日(火)～令和6年1月8日(祝)  
**点灯時間** 午後5時～9時  
**場所** 東武新大平下駅東口・プラッツおおひら周辺  
**問合せ** 光と音のページェント実行委員会事務局  
☎0282-143-9205



### 小山市（栃木県）

第22回ハンドベルクリスマスコンサート  
**日時** 12月9日(土) 開演午後2時  
**場所** 小山市立文化センター小ホール  
**料金** 無料  
**申込** 不要  
**問合せ** 小山市中央公民館  
☎0285-122-9562



### 加須市（埼玉県）

加須市ふるさと写真・動画コンクール作品募集  
写真と動画それぞれのテーマに沿った、とっておきの作品を募集します。応募方法や賞金、過去の入賞作品など詳しくは、加須市ホームページをご覧ください。  
テーマ（写真の部）帰ってきたかぞ暮らし。（動画の部）かぞで見つけた小さな物語  
応募期間 12月4日(月)～令和6年1月5日(金)  
**問合せ** 加須市シティプロモーション課  
☎0480-1111-1



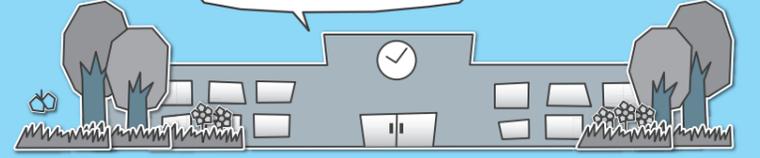
### 古河市（茨城県）

古河七福神めぐり  
年の初めに幸福を願って七福神を巡拝する福めぐりです。徒歩7,000歩、約2時間のコース（約3.5時間）を自由に巡拝します。  
**日時** 令和6年1月7日(日) 午前9時～10時  
30分受付 午前9時前の巡拝はご遠慮ください  
**場所** 古河駅西口おまつり広場  
**費用** 無料押印台紙は200円  
**問合せ** (一社)古河市観光協会  
☎0280-123-11266



各教室へ参加を希望されるかたは、各施設まで電話でお申し込みください。  
各教室とも受付は先着順で、定員になり次第締切りとなります。

インフォメーション



各施設お問合せ先

中央公民館 ☎82-2435 海洋センター ☎82-0858  
 東部公民館 ☎82-1241 わたらせ自然館 ☎82-1935  
 南部公民館 ☎82-1424 文化財資料館 ☎91-4018  
 北部公民館 ☎77-1855

受講生募集

東部公民館  
日傘作り教室



期日 令和6年1月18日(木)・25日(木)・2月1日(木) 全3回  
 時間 午前10時～正午  
 内容 着物や浴衣を使って、オリジナルの日傘を作ります。  
 対象 成人10人(町内在住者)  
 参加費 3,000円程度  
 持参品 着物または浴衣(1着分)・裁縫道具・ミシン  
 受付期間 12月13日(木)～22日(金)

持参品 タオル・飲物・運動靴(上履き)  
 受付期間 12月10日(日)～21日(木)

南部公民館  
冬の精進料理教室

期日 令和6年1月20日(土)  
 時間 午前10時～午後0時30分  
 内容 冬の季節に合った精進料理の作り方を学びます。  
 対象 成人12人(男性歓迎)  
 参加費 600円程度  
 持参品 エプロン・三角きん  
 受付期間 12月12日(火)～22日(金)

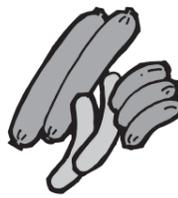
受付期間 12月12日(火)～16日(土)

北部公民館  
四季の園芸教室

期日 12月24日(日)  
 時間 午前10時～正午  
 内容 お正月の寄せ植えをします。  
 対象 成人10人  
 参加費 3,000円  
 持参品 手袋・エプロン  
 受付期間 12月10日(日)～16日(土)

北部公民館  
手作りみそ教室

期日 令和6年1月12日(金)・13日(土)・14日(日)  
 1日目 午前9時～午後1時  
 2日目 午後1時～4時  
 3日目 午前9時～正午  
 内容 麹菌を使った手作りみそを作ります。  
 対象 成人10人  
 参加費 2,300円程度  
 持参品 エプロン・三角きん  
 受付期間 12月12日(火)～19日(火)



11日(木)  
 時間 午後1時30分～3時30分  
 内容 無添加の材料を使い、本格的なキムチを作ります。  
 対象 成人10人  
 参加費 1,500円程度  
 持参品 厚手の手袋・エプロン・三角きん・持ち帰り容器  
 受付期間 12月12日(火)～20日(水)

中央公民館  
絵本読み聞かせ



たんぼぼおはなし会  
 期日 12月23日(土)  
 時間 午前10時30分～正午  
 内容 絵本の読み聞かせと工作  
 対象 幼児・小学校低学年親子  
 場所 中央公民館和室  
 受付期間 12月10日(日)～22日(金)

南部公民館  
太極拳教室(入門コース)  
 期日 令和6年1月12日(金)・19日(金)・26日(金)・2月2日(金) 全4回  
 時間 午前10時～11時30分  
 内容 太極拳(入門コース)の姿勢・動作を学びます。  
 対象 成人12人  
 参加費 無料

期日 12月23日(土)  
 時間 午前9時～正午  
 内容 豚挽肉を香辛料で練り込み、腸詰め、形成する本格ソーセージ作りを学びます。  
 対象 成人10人  
 参加費 4,000円程度  
 持参品 エプロン・マスク・三角きん・持ち帰り容器

北部公民館  
本格的なキムチ作り教室  
 期日 令和6年1月10日(水)・11日(木)



中央公民館  
ちぎり絵クラブ作品展

期日 12月2日(土)～26日(火)  
 時間 午前9時～午後5時  
 ※最終日は午後3時まで  
 場所 中央公民館2階ロビー

わたらせ自然館  
しぜんかんクイズ

期日 12月21日(木)～令和6年1月8日(祝)  
 時間 午前9時～午後4時30分  
 内容 冬休み子ども企画! わたらせ自然館に来て渡良瀬遊水地や板倉町に関するクイズに挑戦してみませんか。  
 ・中学生まで参加できます。  
 ※参加者全員に景品をプレゼントします。  
 参加費 無料

おしらせ

募集します  
 小・中学校で働く会計年度任用職員  
 ▼特別支援教育支援員  
 仕事内容 特別な支援が必要な児童生徒の支援  
 募集人数 若干名  
 勤務時間 週5日、1日につき7時間  
 月給 135,600円  
 選考方法 面接

申込み 申込書を持参、または郵送してください。  
 (教員免許は必要ありませんが、お持ちのかたは、写しを同封してください)  
 ▼少人数等指導員  
 仕事内容 各教科の少人数指導や個に応じた個別指導  
 募集人数 若干名  
 勤務時間 週5日、1日につき6時間  
 月給 141,600円  
 選考方法 面接  
 申込み 申込書と教員免許状の写しを持参、または郵送してください。  
 ▼教育相談員  
 仕事内容 児童生徒の教育相談等  
 募集人数 若干名  
 勤務時間 週4日、1日につき5時間  
 月給 85,500円  
 選考方法 面接  
 申込み 申込書とカウンセリングに関する資格または教員免許状の写しを持参、または郵送してください。  
 ※申込書はホームページからダウンロードできます。  
 ※給与額は、給与改定などにより変更となる場合があります。  
 申込期限 令和6年1月12日(金)

申込み・問合せ 総務学校係 ☎82-16153  
 受賞おめでとう  
 受賞された体育功績者は、令和4年度に開催された関東大会や全国大会などに出場し、町の体育振興に貢献し成績が顕著であった個人などに表彰を行う事を目的に、選考委員会が慎重に選考した結果、次のかたが受賞されました。  
 受賞されました皆さま、おめでとうございます。  
 令和4年度板倉町体育功績者  
 ○小・中学生(敬称略)  
 ▼水泳 岡西藤(東小)  
 ▼ミニバスケケットボール 川部鈴菜(西小)・打木悠加(西小)・石井りら(東小)  
 ▼学童野球 石垣然(東小)  
 ▼剣道 菅井大誠(西小)・飯島利公(西小)・飯島匠矢(西小)  
 ▼サッカー 初澤煌太(西小)  
 ▼空手 根岸佑奈(西小)  
 ▼バドミントン 高橋美采(板倉ジュニアバドミントンクラブ)  
 ▼ドッジボール 萩野結友・宮田蒼梧・吉原咲羽・多田茅

○板倉中学校(敬称略)  
 ▼ラグビー 根岸彪  
 ▼空手 尾島聖士  
 ▼弓道 小林由依  
 ▼バスケケットボール 栗原雅空・川邊幸時・折原直由・川部詩乃・新川莉音・老沼遥翔  
 ▼陸上競技 佐藤直郁・荒山あさひ・加地咲希  
 ▼フットサル 押江昊己  
 ○高校生および一般(敬称略)  
 ▼カヌー 小島佑介(西邑栗高校)  
 ▼新体操 笠倉春希(千葉県立袖ヶ浦高校)  
 ▼陸上競技 長谷見桜花(宇都宮大学)  
 ▼弓道 千葉道郎・鈴木由起彦(板倉町求道会)



開催します  
 板倉町二十歳のつどい

町では、二十歳を迎えるかたを対象に「令和5年度板倉町二十歳のつどい」を開催します。また、立志式の際、将来の夢などをはがきに書いて入れた、タイムカプセルの開封も実施します。  
 一般のかたも入場可能です。皆さまの参加をお待ちしています。  
 期日 令和6年1月7日(日)  
 受付 午前9時15～45分  
 式典 午前10時  
 ※送付した開催案内の出席票を事前に記載のうえ、必ずお持ちください。  
 場所 中央公民館大ホール  
 対象 平成16年4月1日生まれの本町に住民登録をしているかたおよび本町出身のかた  
 内容  
 ○記念式典  
 ○二十歳のつどい実行委員会企画「恩師からのメッセージ」  
 ○記念撮影  
 問合せ 生涯学習係(中央公民館)



## 板倉町戦没者追悼式 平和への誓いを新たに

11月9日(木)、中央公民館で、令和5年度板倉町戦没者追悼式が執り行われました。

この式典は、先の大戦で亡くなられたかたがたを追悼し、平和を祈念するものです。参列した板倉中学校2年生の生徒を代表して、松村将汰さんと、中村彩友香さんが平和への誓いを述べました。



## 百寿者慶祝訪問事業 祝100歳

10月27日(金)、矢嶋俊江さん(大字大高嶋)が100歳になられたことをお祝いするために、百寿者慶祝訪問事業が行われました。矢嶋さんの健康の秘訣は、何でも好き嫌いなく食べることで、毎日3食欠かさず、特に白米と緑茶は必ず召し上がるそうです。



## 町民文化祭・交通安全フェスティバル・商工祭 秋の祭典

10月28日(土)、29日(日)に第44回板倉町民文化祭が中央公民館で、29日(日)に第34回交通安全フェスティバルといたくら商工祭が役場駐車場などで開催されました。

文化祭では、功労者や功績者に対して表彰が行われたほか、文化協会加盟団体などが日頃の活動を披露しました。

交通安全フェスティバルでは、ヒーローショーやクイズ、さまざまな体験、展示で交通安全を学びました。また、商工祭は50店舗以上の出店があり、ステージイベントも行われ、大変多くの人で賑わいました。



東小4年生による学習発表

## 板倉中学校持久走大会 全力を振り絞る

11月21日(火)、板倉中学校で持久走大会が行われました。はじめに女子約130人が2kmを、次に男子約150人が4kmのコースをそれぞれ全学年が一斉にスタートし、持久走に臨みました。当日は風のない小春日和で、生徒たちは額に汗しながら一生懸命ゴールを目指しました。



## ダイヤモンド婚式・金婚式合同記念式典 今日からまた新しい一歩

11月11日(土)、中央公民館で令和5年度ダイヤモンド婚式・金婚式合同記念式典が開催されました。

ダイヤモンド婚式は結婚60年、金婚式は結婚50年をお祝いするものです。皆さまには、町から慶祝状が、社会福祉協議会から記念品が贈られ、参加されたご夫妻を代表して渡邊さんご夫妻が謝辞を述べられました。第2部では鳴朱会によるアトラクションを楽しんでいただきました。



### 町民文化祭



### 交通安全フェスティバル



### いたくら商工祭



# 広報いたくら 12

## スケジュール

板倉町役場 82-1111  
 保健センター 82-3757  
 海洋センター 82-0858  
 福祉センター 82-3900  
 児童館 82-2270  
 環境下水道係 82-6132

広報いたくら 2023年12月号 №833

日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat
<b>【定休日および休館日のお知らせ】</b> 各公民館 月曜日および祝日(12月28日~1月3日は休館) 海洋センター 月曜日および祝日(12月28日~1月3日は休館) わたらせ自然館 月・火曜日および祝日の翌日(12月28日~1月3日は休館) 文化財資料館 月曜日(祝日・振替休日の場合開館し、火曜日休館)(12月28日~1月3日は休館) 児童館 日曜日および祝日(12月28日~1月3日は休館) 福祉センター 土・日曜日および祝日(12月28日~1月4日は休館)						
3 第29回板倉町バスケ トボール交流大会 (海洋センター)	4 1,2区、9~15区 こあら学級(保健センター)	5 3区~8区 水道料金口座振替日 (3区~9区、10区の一部)	6 1,2区、9~15区 3区~8区 窓口延長(午後7時15分まで)	7 1,2区、9~15区 女性のがん検診 (保健センター) ストレス・こころの相談 (館保) おはなし会(児童館)	8 3区~8区 県民交通安全日(毎月1日) 防災ラジオ定期放送 冬の県民交通安全運動 (12月10日まで) おたのしみ広場(児童館)	9
10	11 1,2区、9~15区 えいごであそぼう(児童館)	12 3区~8区 人権相談(中央公民館) 行政相談(中央公民館) 法律相談(役場)	13 3区~8区 1,2区、9~15区 乳児健診(保健センター) 1歳児相談(保健センター) 子育て講習会兼 1、2歳児童館(児童館) 窓口延長(午後7時15分まで)	14 1,2区、9~15区 おはなし会(児童館)	15 3区~8区 1歳6か月児健診 (保健センター) 自転車マナーアップデー (毎月15日)	16 県民防犯の日(毎月16日) チャレンジ広場(児童館)
17	18 1,2区、9~15区 えいごであそぼう(児童館)	19 3区~8区 健診結果相談会 (保健センター)	20 1,2区、9~15区 3区~8区 赤ちゃんレストラン (保健センター) 0歳児童館(児童館) 窓口延長(午後7時15分まで)	21 1,2区、9~15区 おはなし会(児童館)	22 3区~8区	23
24	25 1,2区、9~15区 農地相談(役場) 町税・保険料納期限 高齢者交通安全日 (毎月25日)	26 3区~8区 ぱおぱお(保健センター)	27 3区~8区 1,2区、9~15区 窓口延長(午後7時15分まで)	28 1,2区、9~15区	29 3区~8区 たてばやしクリーンセンター・ いたくらサイクルセンター 特別受入日 (午後3時まで)	30 たてばやしクリーンセンター・ いたくらサイクルセンター 特別受入日 (午前11時30分まで)
31	1/1 元日 ごみの収集はありません 県民交通安全日(毎月1日) 防災ラジオ定期放送 蹴初式(中央グラウンド)	2 ごみの収集はありません 弓道初稽古 (板倉町弓道場)	3 ごみの収集はありません 剣道尚武会初稽古 (板倉町武道館)	4 1,2区、9~15区 3区~8区 (1月3日の代替収集日)	5 3区~8区 水道料金口座振替日 (1区、2区、10区の一部、 11区~15区)	6

可燃ごみ収集日(生ごみを含む) 資源ごみ収集日(古紙類・小型家電・容器包装プラスチック・ペットボトル・プラスチック)  
 かん・びん・危険物収集日

定例相談
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権相談 12月12日 午前10時~午後3時 場所 中央公民館</li> <li>● 行政相談 12月12日 午前10時~正午 場所 中央公民館</li> <li>● 法律相談(要予約) 12月12日 午後1時~4時 場所 役場 1階相談室3 問合せ 戸籍年金係 82-6131</li> <li>● 農地相談(要予約) 12月25日 午後1時30分~4時 問合せ 農業委員会 82-6137</li> <li>● ボランティア何でも相談 毎週月~金曜日(祝日除く) 午前9時~午後5時 場所 社会福祉協議会 82-3900</li> <li>● 子どもの相談(要予約) ぱおぱお 12月26日 子育ての悩み</li> <li>● 健康相談(要予約) 毎週月~金曜日(祝日除く) 午前10時~11時30分 問合せ 保健センター 82-3757</li> <li>● ストレス・こころの相談(要予約) 12月7日 午後1時30分~3時 問合せ 館林保健福祉事務所 保健係 72-3230</li> <li>● いたくらの相談窓口 各公民館 休館日を除く毎日 午前8時30分~午後5時</li> </ul>

〒374-0192  
群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1  
Tel.0276-82-1111 Fax.0276-82-1300  
URL http://www.town.itakura.gunma.jp

発行 板倉町役場  
編集 総務課情報広報係